# 令和4年第3回臨時会第3

あ

▶第3回(8月)臨時会は8月9日に開催され、緊急に審議する必要のある案件と して、補正予算1件が市長から提出されました。審査の結果、賛成少数により否 決されました。

ら

▶第3回(9月)定例会は、9月6日から9月 29 日までの 24 日間にわたり開催され、 各会計の決算認定の他、報告3件、条例の改正や補正予算など、再議を含む10件 が市長から、意見書の提出について1件が議員から提出されました。再議につい ては、記名投票による採決を行い、可否同数となったため、議長において裁決権 を行使した結果、否決となりました。その他については、原案のとおり全会一致 で可決されました。また、一般質問では9名の議員が登壇し、市の方針等を質し ました。

3回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明

現在、新型コロナウイルス感染症により依然として先行きが不透明な中、複合的に様々な要因が重なり、混沌 とした社会が続いています。そのような中でも、本市が本市らしく、持続可能なまちづくりを進めていくことが できるのは、本市の強みである「市民力」が根底を支えているからです。

この市民力を、より一層生かすためには、私ども行政は、機動的で柔軟でなければなりません。誰一人取り残 されることなく地域で支え合い、豊かな生活を実現できているかという視点で、常にスピード感を持って対応し、 確認と改善を繰り返しながら進めていく必要があります。

今後とも、まちの持続的発展に向けて、誰もが「住みたい」「住み

続けたい」と思える ような施策に注力し、 将来に希望が持てる まちづくりを実践し てまいります。



【予算特別委員会】

12日(月)【本会議】一般質問

13日(火)【本会議】議案質疑、委員会付託

特別委員会設置、委員の選任

9日(金)【本会議】

一般質問

8日(木)【本会議】

一般質問

委員会付託

議案の上程、提案理由の説明 会期の決定、諸般の報告、再議

8月9日(火) [本会議] 開会

質疑、討論、採決 委員会付託、委員長報告: 議案の上程、説明、質疑、 会期の決定、諸般の報告 第3回 |臨時会の経過

※議案の内容は10ページ

▼定例会の こちらから



閉会 閉会中の所管事務調査 議員の派遣

【本会議】 委員長報告

質疑、討論、採決 追加日程

29日(木)【議会運営委員会】

21日(水)【予算決算特別委員会】付託案件の 22日(木)【予算決算特別委員会】付託案件の審査 20日(火)【予算決算特別委員会】付託案件の 16日(金) 【経済建設委員会】付託案件の審査 15日(木) 【教育厚生委員会】付託案件の審査 日(水) 【総務委員会】付託案件の審査 【予算決算特別委員会】 (正副委員長の互選 審査 審査

第3回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

9月6日(火)【議会運営委員会】

【本会議】 開会

## 6会計決算は認定

補正予算・決算審査のため、「予算決算特別委員会」が設置され、議長を除く 16名の委員により、審査が行われました。特別委員長には、栗原繁議員、特別副委員長には、髙木正議員が互選されました。

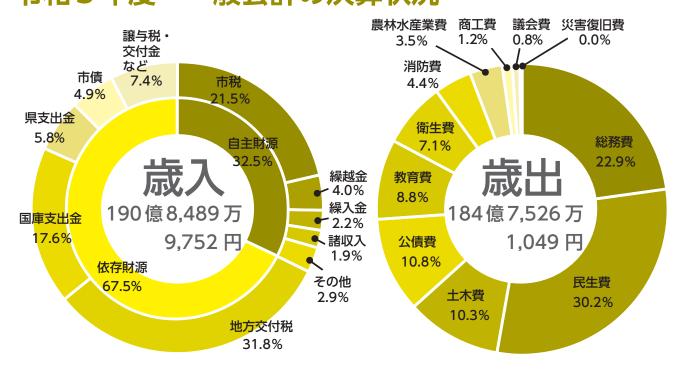
審査内容の詳細については、次号の議会 だよりでお伝えします。

が必要不可欠であり、 型口口 これまで以上に事業の精査を徹 境の変化に柔軟に対応するとと これらを実行するため、社会環 算措置及び執行が求められます。 ようお願いするものです。 最大限の効果が上げられるよう、 ービスなどの事業に加え、 た事業の実施は、財源の確保 行方市監査委員 経済面の向上に努められる より一層市民生活の安全 限られた財政資源の中で ーナウイルス感染症を考慮 まで実施してきた住民 宮内 大輪 適正な予 嘉守 裕

監査委員の意

部抜粋)

# 今和3年度 一般会計の決算状況



## <del>-般・特別・企業会計別決算</del>

	会計名	歳 入	歳出	差引残額
一般会計		190億8,489万9,752円	184億7,526万1,049円	6 億 963 万 8,703 円
国民健康保険特別会計		45 億 4,475 万 5,992 円	45 億 3,049 万 9,519 円	1,425万6,473円
介護保険	保険事業勘定	40億1,184万1,615円	38 億 3,634 万 8,694 円	1億7,549万2,921円
特別会計	介護サービス事業勘定	1,036万6,688円	804万4,194円	232万2,494円
後期高齢	者医療特別会計	4億1,093万7,336円	4億916万5,636円	177万1,700円
水道事業	収益的収入及び支出	9億6,038万1,067円	7億9,635万2,777円	1億6,402万8,290円
会計	資本的収入及び支出	1億4,997万4,112円	4億1,740万6,099円	△ 2 億 6,743 万 1,987 円
下水道事	収益的収入及び支出	8億5,845万9,567円	8億1,622万4,609円	4,223万4,958円
業会計	資本的収入及び支出	3億6,501万8,900円	6億847万4,411円	△ 2 億 4,345 万 5,511 円
î	合 計	303 億 9,663 万 5,029 円	298 億 9,777 万 6,988 円	4億9,885万8,041円



※その他、詳細については行方市ホームページをご覧ください。 (https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/dir009206.html)

# 主要指標から見た「行方市の財政状況」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度の行方市健全化判断比率 の報告がありました。

### • 実質赤字比率 --% (赤字額がないため --%の表示)

標準財政規模における一般会計等の赤字の割合を指標化したもの

### • 連結実質赤字比率 --% (赤字額がないため --%の表示)

行方市のすべての会計を合算して赤字の割合を指標化したもの

### 8.3% • 実質公債費比率

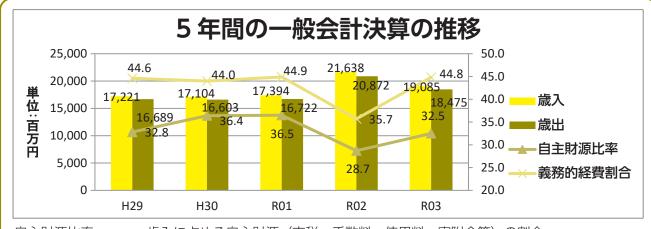
市の実質的な借金が財政規模に占める 割合のこと。数値が高いほど返済の負担 が重いことを示し、通常3年間の平均値 を使用します。

年度 / 項目	比率	県内 平均	早期健全 化基準
R03	8.3	6.3	
R02	7.9	6.5	25.0
R01	7.4	6.7	

### 将来負担比率 45.3%

地方公共団体の借入金(地方債)など 現在抱えている負債の大きさを、その地 方公共団体の財政規模に対する割合で表 したものです。

年度 / 項目	比率	県内 平均	早期健全 化基準
R03	45.3	28.8	
R02	68.3	39.4	350.0
R01	62.6	41.9	



自主財源比率・・・・歳入に占める自主財源(市税、手数料・使用料、寄附金等)の割合 義務的経費割合・・・歳出に占める義務的経費(人件費、公債費、扶助費等)の割合





### 付託案件の審査 令和4年第3回行方市議会定例会

かということで、

子育て世代を対象

A

いかに人口減少に歯止めをかける

Α

産前産後8週間の休暇について

・ジをご参照ください。 審査の内容を一部抜粋してお伝えします。

Q

に捉え、どのような施策があるのか

ついて

# Q A 総 務

# 更について

行方市過疎地域持続的発展計画の変

1項の規定により、 第8条第10項において準用する同条第 る特別措置法 過疎地域の持続的発展の支援に関す (令和3年法律第19号) 議決を求めるもの

本市の人口減少の現状をどのよう

Q 育児休業中における給与の支給に

回数制限の緩和、 例の一部を改正する条例について

国家公務員と同様の措置を講ずるもの

国家公務員における育児休業の取得

Q A 行方市職員の育児休業等に関する条

暇の対象期間の拡大等の措置に伴い、 第24条第4項の均衡の原則に基づき、 方公務員法(昭和25年法律第261号) 育児参加のための休

性職員は1名です。令和2年度から 育児休業を取得している男

きたいと考えています。

取得しています。

てくれるような誘致活動をしてい

す。高速道路のメリット等を活か 促進計画と市でも策定をしていま

しながら、県と連携し、

企業が来

A

現在、

Α

今回のこの計画、

また定住移住

Q

ついて

Q

雇用の場の確保と企業誘致の考え

施策などを考えています。

策、市有地を活用した定住に関する に公園の整備や子育てに関する施

について

ります。 ら給与の67%が給付され、子供が1 す。それ以降については、 歳になるまでは50%が支給されま れてから6カ月間は共済組合の方か その後の育児休業については、 は、給与は100%支給となります。 男性職員の育児休業の取得状況に 無給とな



### は会議の様子を 「なめがたエリアテレビ」にて、 生中継しています。

インターネット (パソコン、スマホ) では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から 令和4年第3回臨時会までがご覧にな れます。

準備が整い次第、第3回定例会も公 開いたします。



なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ

請

願

教

# 請願の要旨

条例制定を求める請願

行方市手話言語の普及に関する

委員からの意見

やすい環境整備を進めていくという めに、本市としても、手話が普及し ていくことが望ましい。 万向性を見いだしてほしい。 誰一人取り残さない社会を作るた 条例の制定に向けては慎重に進め



の構築に関して基本理念を定め、 づき、手話言語を利用しやすい環境

手話が言語であることの認識に基

審査の結果



# 議会へ請願・陳情される方へ

手話言語の普及に関する条例を制定

していただくよう請願する。

(請願者)

鹿行聴覚障害者協会

会長

髙木

茂晴

紹介議員

浩正

地域社会の実現を目的とし、

行方市

策を推進し、もって、ろう者とろう るとともに、総合的かつ計画的に施 方市民の責務及び役割を明らかにす

者以外の者が共生することのできる

### 請願・陳情とは、市民が市政についての要望や 「議会」 に提出する方法です。 意見を直接

- 請願書(陳情書)はその要旨、理 由を簡単に分かりやすく書いてく ださい。
- 提出年月日、請願(陳情)者の住所、 署名又は記名押印してください。
- 請願書は、1人以上の紹介議員が 必要で、表紙に自筆による署名又 は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員がつかないときは、陳情 書としてください。
- 提出方法については、議会事務局 へお問い合わせください。

(表紙例)

○○○に関する 請願(陳情)書

紹介議員 署名又は 記名押印 (内容例)

○○○に関する請願

(陳情)

1. 要旨

2. 理由

令和 年 月 日 請願 (陳情) 者の住所 署名又は

記名押印

ΕŊ

印

行方市議会議長 殿 道路法

(昭和27年法律第180号) 第10条

行方市道路線の廃止について (2件)

第3項において準用する同法第8条第2項の

規定により、議決を求めるもの

# 経 済 建 設

# · 令和 3 年度行方市水道事業会計未処分利益 剰余金の処分について

れるもの み立て、1億2000万円を資本金に組み入 益剰余金2億8157万1099円のうち 1億6157万1099円を減債積立金に積 令和3年度行方市水道事業会計未処分利

令和3年度行方市下水道事業会計未**処分利** 

益剰余金の処分について

規定により、議決を求めるもの

第3項において準用する同法第8条第2項の

道路法

(昭和27年法律第180号) 第10条

**▼行方市道路線の変更について(9件)** 

第2項の規定により、議決を求めるもの 道路法

# 行方市道路線の認定について(1件)

(昭和27年法律第180号) 第8条

# 

# 委員からの意見

線図の更新も検討していただきたい 高速道路の工事が完了した後には、 市道路



に積み立てるもの

益剰余金4644万5379円を減債積立金

令和3年度行方市下水道事業会計未処分利

# 委員会レポー

### 「市民の声」を議長に提出しました 期日:10月5日

毎号の議会だよりに掲載している「市民の声」 (令 和3年8月発行分~令和4年5月発行分まで) を、 広報委員会から議長に提出しました。

この「市民の声」は、議長から各委員会の委員長 へと伝え、今後の委員会活動に活かされます。



(左から) 貝塚 俊幸 委員長、岡田 晴雄 議長、 藤﨑 仙一郎 副委員長

# 予算決算 特 別

# [追加議案]

# 令和4年度行方市一般会計補正予算 (第6号) について

218条第1項の規定により提案され、 決すべきものと決しました。 用料について 進め方及び防衛省による助成事業について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 を行い、起立多数により原案のとおり可 対し異議があったので、起立により採決 た。討論はありませんでしたが、原案に に伴い生じる利点及び年間のシステム使 ○スクールバス利用料管理システム導入 ○文化会館維持管理事業に係る改修工事の 般会計に補正の必要が生じたので、 等、 質疑応答を重ねまし

|行方市文化会館大規模改修工事請負 環境美化センター基幹的設備改良

付託が省略された

※詳細は12ページ

# 令和4年度行方市介護保険特別会計補 正予算(第1号)について

各委員会への

号) 第218条第1項の規定により、提 たので、地方自治法 (昭和22年法律第7 介護保険特別会計に補正の必要が生じ 可決すべきものと決しました。 ※詳細は12ページ

# 議案第35号令和4年度行方市一般会計 補正予算(第5号)についての再議について

ジをご参照ください。

176条第4項の規定により、 地方自治法 (昭和22年法律第6号) 市長が再 第

議決結果は 11 ペ・

件議案」という。)について、原案及び て否決となった。 議会会議規則(以下「会議規則」という。) 修正案いずれの表決についても、行方市 計補正予算 (第5号) について」(以下 「本 決をとり、8名が起立し、賛成少数とし 第70条第1項の規定による起立により表 議に付したもの 【再議の理由】 「議案第35号令和4年度行方市一般会

り、又はその範囲を超えてはならないと 則第55条第1項の規定では、発言は、 超えたり、 され、会議規則第55条第3項の規定で べて簡明にするものとし、議題外にわた 長に提出され、質疑が行われた。会議規 による本件議案に対する発言通告書が議 るが、議員の発言の中で、議題の範囲を 意見を述べることができないとされてい 表決に先立ち、会議規則第51条の規定 議員は、 自己の意見を述べる発言が〉 質疑に当たっては、自己の す

自治法 は、 ほか、普通地方公共団体の議会の議事は、 に対して出席議員2人以上から異議があるとき 立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告 議長の決するところによるとされている。 議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 定では、この法律に特別の定がある場合を除く らなければならないとされている。また、 会議規則第70条第2項の規定では、 議長は、記名又は無記名の投票で表決をと (以下「法」という。)第116条の規 議長が起 出席 地方

の規定により再議に付するものである。 決は適切でないと判断し、法第176条第4項 合の議長裁決もされていないことから、本件議 確定がされていないこと、また、可否同数の場 起立による表決のみで決しており、可否同数の に際しては、原案及び修正案いずれについても 本件議案の議決(以下「本件議決」という。)

# 「再議」 とは

が義務的に拒否権 否権(一般的拒否権)を行使し、 を求める再議と、法定事由がある場合に長 自治法に基づく再議には、長が任意に拒 やり直しを求める再議の2つがある。 (地方議会運営辞典より抜粋) (特別的拒否権) を行使 やり直し

い認められた。

# 議員発

# 制定を求める意見書の提出について「行方市手話言語の普及に関する条例」



茨城県手話通訳者協会の通訳者による本会議 での手話通訳の様子

求める意見書「行方市手話言語の普及に関する条例」制定を

ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化表情を使って視覚的に表現する言語です。り、会話をするときに、手指や体の動き、顔の手話は、音声言語の日本語と異なる言語であ

を創造するための手段として、手話を大切に育

は、広く共有されているとは言えません。てきましたが、社会における手話に対する認識が明記され、国際的にも認知されるようになっ障害者基本法において、手話が言語であること近年になって、障害者の権利に関する条例やんできました。

が重要と考えられます。
普及させ、使用できる環境を整備していくこと
ち一人一人が、手話がかけがえのない言語であ
ることについて理解を深めるとともに、手話を
ることのできる社会を実現するためには、私た
ることのできる社会を実現するためには、私た
ることについて理解を深めるとともに、手話を を選択するためには、私た
ることのできる社会を実現するためには、私た

令和4年9月29日を提出いたします。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書

行方市議会

(提出先) 行方市長

# 

# ) 意見書を提出しました

長から鈴木周也市長へ手渡されました。可決された意見書は、10月7日に、岡田晴雄議された意見書は、全員一致で可決されました。令和4年第3回(9月)定例会において審議



意見書を手渡しました (左から) 鈴木 裕 教育厚生委員長、大原 功坪 副議長、 岡田 晴雄 議長、鈴木 周也 市長

※意見書の全文はホームページでもご覧になれます。 (https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page011305.html)

## 令和4年第3回行方市議会臨時会 議案の審議

予算特別委員会に付託 され審議されました。

提

出

案

等の質疑がなされました。

議決結果は 11 ページをご参照ください。

# · 令和 4 年度行方市 一般会計補正 **予算 (第5号) について**

ので、 により、提案するもの 第67号)第218条第1項の規定 般会計に補正の必要が生じた 地方自治法 (昭和22年法律

■庁舎建設基本設計業務委託 修工事請負費 行方市文化会館大規模改

> なされ 等の討論がなされました。 ○耐震調査がなされていない庁舎 ○特別委員会で結論が出ていない を行い、賛成反対それぞれ発言が 設を望む は時期尚早ではないか 中での庁舎建設に伴う予算計ト その後、 刻も早い耐震がなされた庁舎建 での行政運営は問題があり、 原案及び修正案の討論

採決では、提出された修正案が

数意見の留保をしました。 り可決すべきものと決しました。 で、次に、修正部分を除く原案に 可決すべきものと決しましたの 数意見の留保の申し出がありまし ついて採決を行い、賛成多数によ なお、 賛成者がありましたので、 採決終了後、 委員より少 小

れました。提出理由の説明の後、

質疑終結の後、

修正動議がなさ

【予算特別委員会の審査の経過】

算特別委員会

○庁舎建設が遅れることで、

市民

【予算特別委員会の結果について】 ●修正可決

〇行方市文化会館大規模改修工事

請負費の9590万9千円の増 額分が市民負担になることへの

サービスの低下について

及び職員の安全性の確保や市民

懸念、

入札の透明性について

## 本会議において 賛否が分かれた議案

**議案替否一覧表**(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた 議案と賛否結果		1 中城かおり	2 伊勢山仙寿	3 髙野 市郎	4 阿部孝太郎	5 藤﨑仙一郎	6 小野瀬忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 宮内 守	12 髙橋 正信	13 小林 久	14 髙木 正	15 大原 功坪	17 髙柳孫市郎	18 岡田 晴雄	替 否 結 果
第3回臨時会	議案 第 35 号 修 正 案		0	0				0		0	0	0			0		0		否決
	議案第35号	0			0	0	0		0				0	0		0			否決
第3回定例会	議案第35号 (再議第1号)	0	×	×	0	0	0	×	0	×	×	×	0	0	×	0	×	否決	否決

※第3回臨時会においては、議案第35号修正案及び議案第35号について、賛成者を起立させ、表決を行いました。 ※議長は通常、表決に加わりませんが、議案第35号(再議第1号)については、記名投票による表決を行い、 可否同数となったため、議長において裁決権を行使しました。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です (棄権は退席を含みます)。

## ● 令和4年第3回行方市議会臨時会 提出議案議決結果

### 《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
議案第 35 号	令和4年度行方市一般会計補正予算(第5号)について	否決	予算特別委員会

## ● 令和4年第3回行方市議会定例会提出議案議決結果

### 《市長提出議案》

*** - ****			
議案番号	件名	議決結果	付託委員会
再議第1号	議案第35号令和4年度行方市一般会計補正予算(第5号) についての再議について	否決	_
議案第 36 号	行方市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第 37 号	行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第 38 号	令和3年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第 39 号	令和3年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第 40 号	行方市道路線の廃止について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第 41 号	行方市道路線の変更について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第 42 号	行方市道路線の認定について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会

### 《議員提出議案》

議案番号	件 名	議決結果	付託委員会
発議第3号	「行方市手話言語の普及に関する条例制定」を求める意見書 の提出について	原案可決 (全会一致)	

### 《請願・陳情》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
請願第1号	行方市手話言語の普及に関する条例制定を求める請願	採択	教育厚生委員会

## 本会議の内容を知りたい「行方市議会会議録検索システム」

本会議の内容は、なめがたエリアテレビや、インターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて全文を確認できます。

市議会ホームページで「会議録」を 選択してください。



## 第3回(9月) 定例会で補正された予算(令和4年度・追加議案)

議案番号	補正額 (総額)	主な内容	議決結果
議案第 43 号 一般会計 (第 6 号)	5億3,091万円 増額 (179億8,946万3千円)	・高度処理型浄化槽設置推進事業(高度処理型合併浄化 槽設置補助金) / 4,262万9千円 ・環境美化センター基幹的設備改良事業(基幹的設備改 良工事) / 8,884万9千円 ・文化会館維持管理事業(行方市文化会館大規模改修工 事請負費 / 3,867万2千円	原案可決 (全会一致)
議案第 44 号 介護保険特別会計 (第 1 号)	2,271万3千円 増額 (39億9,371万3千円)	・総合相談事業費(実施設計委託料、地域包括支援センタートイレ改修工事) / 963万6千円 ・国庫支出金等償還金 / 1,298万9千円	原案可決 (全会一致)

※議案第43号及び議案第44号は予算決算特別委員会に付託されました。

## ■ 決算認定(令和3年度)

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
認定第1号	令和3年度行方市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第2号	令和3年度行方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第3号	令和3年度行方市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第4号	令和3年度行方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第5号	令和3年度行方市水道事業会計決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第6号	令和3年度行方市下水道事業会計決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会

## スマホで読める!議会だより

## デジタルブック配信しています

- ○ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
- 10 言語で読めます。
- ○音声読み上げもできます。
- ○文字サイズを調整できます。
  - ※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。 音声読み上げには無料アプリ(カタポケ)の インストールが必要です。
- ※ デジタルブックの配信は発行日の10日後となります。

無料アプリ『カタポケ』 このアイコンが目印です。



